成田国際空港BCP(業務継続計画) 概要版

Ver7.1 2025年11月7日改正

成田国際空港株式会社 (NAA)



改正履歴



日付	バージョン番号
2019.10.31	1.1(初版)
2021.03.31	2.1
2022.02.01	3.1
2022.04.28	4.1
2023.04.01	5.1
2024.01.01	6.1
2025.11.07	7.1

本BCPの全体構成



	第1章 総則	ページ
	 本BCPの目的 本BCPの位置づけ 空港関連事業者 災害発生時における基本方針 	4 5 6 (11)
	第2章 共通事項	ページ
成田国際空港 BCP (事業継続計画)	 被害想定 災害発生時における基本方針に基づく目標 総合対策本部等 情報の集約、発信(プレスリリース等) 行動計画 訓練計画 外部機関との調整 技術者の配置等 	8 11 13 20 21 38 38 38
	第3章機能別対応計画 (空港機能喪失時対応計画)	ページ
	1. 電力機能喪失時の対応計画 2. 通信機能喪失時の対応計画 3. 上水道機能喪失時の対応計画 4. 下水道機能喪失時の対応計画 5. 冷暖房機能喪失時の対応計画 6. ガス機能喪失時の対応計画 7. 燃料確保計画	40 43 45 47 49 51 53

1-1. 本BCPの目的



- 成田国際空港は、開港以来、我が国の表玄関として、また国際航空ネットワークの拠点として非常に大きな役割を 担っており、災害が発生し空港機能が停止した場合には、国内外における社会活動、国民経済や国民生活に極め て大きな影響を与えると考えられる。
- また、災害発生時の空港には、航空旅客を始めとした全ての空港利用者の安全・安心の確保と可能な限りの空港機 能の維持及び機能停止した場合の早期復旧が求められ、首都直下地震発生時は、成田国際空港が首都圏を背 後圏とした災害拠点としての役割を担うことが考えられる。
- 以上を踏まえ、成田国際空港全体の業務継続計画(BCP)を構築し、災害が発生した際に、空港関連事業者 が連携し、迅速かつ的確な対応を行い、「災害に強い成田国際空港」を形成することを目的とする。

目的達成のために

空港関連事業者の連携強化

各事業者の個別BCPと連携機能させることにより、早期 復旧、早期運航開始を実現

- 総合対策本部、連絡調整室の設置
- 情報の集約と共有
- 迅速な方針決定

お客様の視点に立った対応

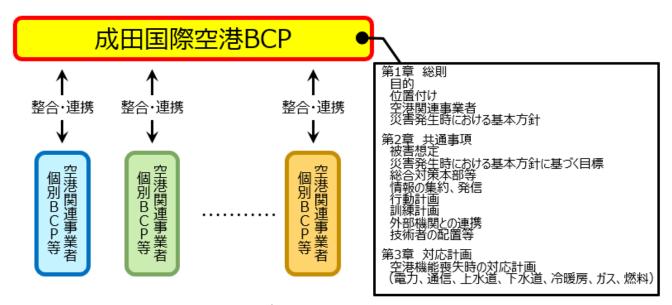
お客様視点に立った対応により、安全・安心を徹底追求

- 避難誘導、救護対応
- 情報提供、旅客ニーズに沿ったサービス
- 滞留者の抑制
- 食料・飲料水等を確保
- 外国人対応

1-2. 本BCPの位置づけ



- 本BCPは、大規模な自然災害等が発生した場合に、各空港関連事業者がそれぞれの個別BCPや緊急対策要 領などの対応手順(以下、「BCP等」という)に従って行う対応が、一体となって機能するように、空港として維持す べき機能の目標、空港関連事業者で構成する総合対策本部等、及び空港関連事業者の役割分担等の空港全 体としての機能維持・復旧に必要な共通的事項を定める。
- 下図の「成田国際空港BCPのイメージ図」にあるとおり、各空港関連事業者の個別BCP等は、本BCPと整合・連携 した内容とする。



成田国際空港BCPのイメージ図

また、本BCPは、自然災害への適用に加えて、事故等に伴う遅延・欠航発生時における滞留者対応等やイレギュ ラー運航等にも活用することとする。

1-3. 空港関連事業者



○ 空港関連事業者は、官公庁、航空会社及びグランドハンドリング、貨物関連事業者、警備、ライフライン、供給施設 設置管理者、アクセス、医療、空港内テナント、ホテル、そして空港設置管理者から構成される48事業者となる。

空港関連事業者一覧表

(2025年11月7日時点)

			エルスとチズロ				(2020 117) [170////	
#	事業者区分		機関名	#	事業者区分		機関名	
1		航空局	成田空港事務所	25			(株)ジェイ・エス・エス	
2		気象台	成田航空地方気象台	26	警備		(一財)航空保安事業センター	
3			東京税関(成田税関支署/成田航空貨物出張所)	27			(株)アイム	
4		CTO	東京出入国在留管理局成田空港支局	28			ANAスカイビルサービス(株)	
5		CIQ	成田空港検疫所	29			(株)セノン	
6			横浜植物防疫所成田支所	30		上水	千葉県企業局	
7	官公庁		動物検疫所成田支所	31		下水	千葉県印旛沼下水道事務所	
8	БΔЛ	警察	成田国際空港警察署	32		電力	東京電力パワーグリッド㈱	
9		言宗	成田国際空港警備隊	33	ライフ	ガス	東京ガスネットワーク㈱	
10		消防	成田市消防本部	34	ライン	通信	NTT東日本㈱	
11		内閣官房	成田空港危機管理官 ※	35			(株)NTTドコモ	
12		国土	関東運輸局	36			KDDI(株)	
13		交通省	関東地方整備局	37			ソフトバンク(株)	
14		地方	千葉県	38	供給施設	設置管理者	(株)Green Energy Frontier	
15		自治体	成田市	39		鉄道	東日本旅客鉄道㈱	
16			日本航空(株)	40			京成電鉄㈱	
17			全日本空輸㈱	41	アクセス バス		東京空港交通㈱	
18	航空会社	及び	ANA成田エアポートサービス(株)	42		アクセス	^{アクセス} バス	バス
19	グランドハンドリング)		AOC(成田国際空港航空会社運営協議会)	43			ビィー・トランセホールディングス(株)	
20			(株)JALグランドサービス	44		高速道路	東日本高速道路㈱	
21			日本空港サービス(株)	45	医療		成田国際空港クリニック	
22	貨物関連事業者		成田地区保税会	46	空港内テ	ナント	成田国際空港テナント連絡協議会	
23			成田航空貨物運送協会	47	ホテル		成田地区ホテル業協会	
24			成田通関協議会	48	空港設置	管理者	成田国際空港㈱	

※オブザーバー参加



本BCPの全体構成



	第1章 総則	ページ
	1. 本BCPの目的 2. 本BCPの位置づけ 3. 空港関連事業者 4. 災害発生時における基本方針	4 5 6 (11)
	第2章 共通事項	ページ
成田国際空港 BCP (事業継続計画)	 被害想定 災害発生時における基本方針に基づく目標 総合対策本部等 情報の集約、発信(プレスリリース等) 行動計画 訓練計画 外部機関との調整 技術者の配置等 	8 11 13 20 21 38 38 38
	第3章機能別対応計画 (空港機能喪失時対応計画)	ページ
	1. 電力機能喪失時の対応計画 2. 通信機能喪失時の対応計画 3. 上水道機能喪失時の対応計画 4. 下水道機能喪失時の対応計画 5. 冷暖房機能喪失時の対応計画 6. ガス機能喪失時の対応計画 7. 燃料確保計画	40 43 45 47 49 51 53

2-1. 被害想定(地震)



被害想定

成田空港直下地震(M7.3) 震度6強

被害状況

- 旅客ターミナルビル及び貨物地区において、非構造部材の損傷等により死傷者が数十名発生。
- 旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせ、空港内で夜間を過ごす帰宅困難者が多数発生。
- 旅客ターミナルビル及び空港内諸施設は、構造部材に被害はないが、非構造部材(天井化粧板、空調ダクト、窓ガ ラス等)に被害あり。
- 滑走路、誘導路等の基本施設は、応急補修が必要なクラックが発生。
- 鉄道は全便運休、一般道は交通規制、高速道路は通行止め、構内道路は一部路面損傷し交通規制による渋滞 が発生。
- 電力は東電からの供給は継続するが、空港内配電施設の一部損傷により一部に停電発生。
- ガスは点検による供給停止、上水は県企業局からの断水、下水は富里ポンプ場エリアが停電、通信回線は電話回線 (固定、携帯) が利用しづらい状況が発生。

2-1. 被害想定(悪天候)



被害想定

○ 大雨:1時間に80mm以上の降水を観測、または24時間で300mm以上の降水を観測

暴風(台風): 最大瞬間風速50m/sおよび暴風域5時間継続

大雪: 20cm以上の積雪

被害状況

- 大雨によりトンネル部分の冠水が発生。
- 強風または除雪作業により航空機の離着陸ができず、出発便の欠航及び到着便の他空港へのダイバートが大量に発 生。(ダイバート便は天候回復後に集中して到着)
- 鉄道は全便運休、一般道は交通規制、高速道路は通行止め、構内道路は除雪作業や空港外道路の交通規制の 影響による渋滞が発生。
- 天候回復後、空港の航空機離着陸機能が復旧したものの、空港アクセス機能が長時間停止し、滞留者の発生が予 見される。

2-1. 想定を超える災害(空港機能喪失)



被害想定

大規模自然災害等により、電力、通信システム及び上下水等の機能別対応計画に定める空港機能の停止が、複合 的または連続的に発生することを想定。

被害状況

- 成田国際空港への商用電力が3日間供給停止
- 商用電力供給停止に伴い下水用ポンプの電源喪失又は成田国際空港への冷暖房の供給停止
- 空港内の通信システム(電話・インターネット)の設備に障害が発生し、機能停止
- 水道施設の損傷により上水の供給が4日間停止
- 空港への航空燃料送油不可

2-2. 災害発生時における基本方針に基づく目標



災害発生時における基本方針

○ 災害が発生した場合において、「空港利用者の安全・安心の確保」、「航空ネットワークの維持又は早期復旧」、「地 域貢献」の観点から具体的目標を設定し、社会的責任を果たすこととする。

(1)空港利用者の安全・安心の確保

○ 避難誘導及び救出・救護

人的被害(死亡者、負傷者)は、限りなくゼロに近づけることとする。このため、発災時においては空港関連事業 者・医療機関等が連携・協力の上、旅客等の身の安全の確保や、安全な場所への円滑な避難誘導、負傷者の迅 速な救出・救護に努める。

旅客等への安全・安心な環境の提供

発災後空港へのアクセスが途絶え、空港利用者が空港内に滞留することとなった場合にも、以下を目標とする。

- 停電が発生した場合、旅客ターミナルビルにおいては、停電から空港内の非常用発電機が稼働している72時 間は防災設備、約30%の照明、上水の供給及びWi-Fi等の通信ネットワーク等の重要設備の機能を優先 的に維持する。
- 空港関連事業者が連携の上、空港内に残っている空港利用者に対し、空港運用状況、空港アクセス機能、 物資配布等について多言語による情報提供を実施する。
- 空港外に移動・避難するまでの必要な食料・飲料水等を確保することとする(想定滞留者数に対して3日 分)。なお、各事業者の従業員用の食料等は、事業者が確保する。
- アクセス不通時は大勢の旅客でターミナル館内が混雑し、安全性、快適性が損なわれることが想定されるので、 滞留者の増加を抑制する。

2-2. 災害発生時における基本方針に基づく目標



(2) 航空ネットワークの維持または早期復旧

大規模地震の場合

発生後、5時間以内の運用再開(避難のための出発機、救援機等)、及び24時間以内の定期民間航空機の 運航再開を目指す。

悪天候の場合

|天候回復後、5時間以内の定期民間航空機の運航再開を目指す。

(3)地域貢献

平常時だけでなく、災害発生時においても地域住民との共生関係を維持し、空港へ避難してきた周辺の地域住民の 一時的な避難場所としての機能を確保する等、地域への貢献を積極的に行う。

2-3. 総合対策本部

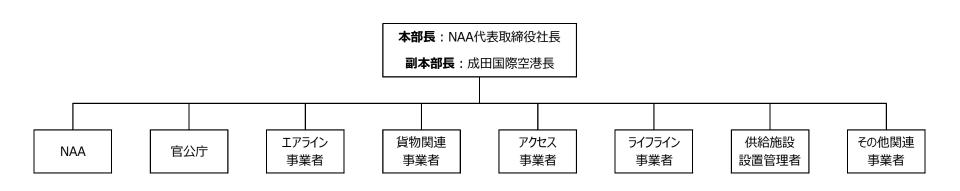


目的

○ 総合対策本部は、成田国際空港及び空港関連施設で発生した自然災害等、又は自然災害等が発生するおそれ がある場合に、防災に必要な体制を確立し、旅客対応、災害応急対策及び災害復旧等に関する必要な対策につい て、総合的な調整を行うことにより、空港関連事業者が連携し、対処することを目的に設置される。

設置基準及び配備体制

○ NAAは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、空港全体としての機能維持・復旧等について、下 表の設置基準を踏まえ、空港関連事業者との総合的な調整の必要があると認められるとき、又は空港運用への大き な影響が予見される場合(例:勢力が「非常に強い」以上の台風が成田空港に接近し、大きな影響を及ぼすおそ れがある場合)は、総合対策本部を設置し、必要な空港関連事業者を招集するものとする。また、空港関連事業 者は総合対策本部設置をNAAに要請することができるものとする。



総合対策本部組織図

2-3. 総合対策本部(設置基準)



	設置基準				
きな影響が	・空港関連事業者との総合的な調整の必要があると認められるとき、又は空港運用への大きな影響が予見される場合において設置可能 ・空港機能の回復状況、アクセスや旅客ターミナルビル館内の状況等を考慮して解除				
【災害毎の語	设置基準】				
地震	成田国際空港で震度「5強」の地震が発生したとき。	左記の事案発生、			
大雨 暴風雨 台風	は田国際空港に大雨、暴風並びに台風の飛行場警報(注)が発表されたとき。ただし、警報の対象時間が離着陸制限時間内に限られ、かつ空港やアクセス施設に実害が確認されていない場合には、設置基準から除外する。	警報の発表をもって、 NAAより招集連絡を 実施 (空港情報 メール等を活用)			
大雪					
空港機能喪失	以下の機能のいずれかが空港全域で停止したとき。				

(注)

- ・飛行場大雨警報とは、1時間に50mm以上又は3時間に120mm以上の降水量が予想される場合
- ・飛行場暴風警報とは、10分間平均風速48kt以上が予想される場合(熱帯低気圧により10分間64kt以上の風速が予想 される場合を除く)
- ・飛行場台風警報とは、熱帯低気圧により10分間平均64kt以上の風速が予想される場合
- ・飛行場大雪警報とは、6時間降雪量5cm以上が予想される場合

2-3. 連絡調整室



目的

- 連絡調整室は、自然災害が発生するおそれがある場合において総合対策本部に代えPre-総合対策本部として、空 港関連事業者が連携し、情報集約・共有を行うことにより、事前の準備や体制の整備を行うことを目的に設置される。
- また、事故等が発生した場合においてターミナルビル館内の状況や運航再開に係る情報共有を行うことにより、空港関 連事業者が滞留者対応やイレギュラー運航の発生による旅客対応等を実施することを目的に設置される。

設置基準及び配備体制

- NAAは、自然災害が発生するおそれがある場合において総合対策本部に代えPre-総合対策本部として「連絡調整 室」を設置できるものとする。
- また、事故等が発生した場合において「連絡調整室」を設置できるものとする。
- なお、空港関連事業者は連絡調整室設置をNAAに要請することができるものとする。



連絡調整室組織図

2-3. 連絡調整室(設置基準)



	設置·招集連絡	
・自然災害が・事故等が発・事態の悪化・空港運用へ		
【災害毎の設		
大雨 暴風雨 台風		
大雪 成田国際空港に飛行場大雪警報(注)が発表又は発表が予見され、 ル等を活用) 室長が情報集約・共有の必要があると認めたとき。		ル等を活用)
事故等	事故等の発生により滞留者対策やイレギュラー運航が生じ、室長が情報 共有や運用に係る対応が必要であると認めたとき。	

(注)

- ・飛行場大雨警報とは、1時間に50mm以上又は3時間に120mm以上の降水量が予想される場合
- ・飛行場暴風警報とは、10分間平均風速48kt以上が予想される場合(熱帯低気圧により10分間64kt以上の風速が予想 される場合を除く)
- ・飛行場台風警報とは、熱帯低気圧により10分間平均64kt以上の風速が予想される場合
- ・飛行場大雪警報とは、6時間降雪量5cm以上が予想される場合

2-3. 総合対策本部(参集基準)



	事業者区分又は機関名	地震	悪天候	電力 喪失	通信 機能喪失	上水道 機能喪失	下水道 機能喪失	冷暖房 機能喪失	ガス 機能喪失
	成田空港事務所	0	0	0	0	0	0	0	0
	気象台	0	0						
	CIQ ※1	0	0	0	0	0		0	
	警察	0	0	0	0	0		0	
官公庁	消防	\circ							
	成田国際空港危機管理官 ※2	0	0	\circ	0	0		0	
	関東運輸局	0	0						
	関東地方整備局	必要に応	じて要請						
	千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0
	成田市	0	0	0	0	0	0	0	0
AO	C、日本航空、全日本空輸、 グランドハンドリング	\circ	0	0	0	0		0	
	貨物関連事業者	NAA貨物営業部取りまとめ							
	警備	0	0	0	0				
	上水	0		0		0			
= /7	下水	0		\circ			0		
ライフ ライン	電力	0		\circ					
	ガス	0							\circ
	通信	\circ		\circ	\circ				
	供給施設設置管理者	\circ		\circ				\circ	\bigcirc
マカセフ	鉄道	0	0	0	0				
アクセス 事業者	バス	0	0	0	\circ				
	高速道路	0	0	0	0				
	医療	0							
	空港内テナント			N	A Aリテール	営業部取りま	とめ		
	ホテル	0	0						
	成田国際空港 ㈱	0	0	0	0	0	0	0	0

○:総合対策本部へ参集、又はTeams等のリモート会議ツールや電話会議システムを用いて本部へ参加。ただし、やむを得ない理由により参加が困難な場合には、連絡体制を維持 無印:総合対策本部への参集は必須ではないが、本部との連絡体制は維持

※1:CIQのうち東京税関成田航空貨物出張所は、貨物関連事業者と同様、NAA貨物営業部にて取りまとめ

※2:オブザーバー参加

2-3. 総合対策本部等(各構成機関の主な役割と情報提供)



	区分	主な役割	主な情報提供の内容
成田国際空港 NAA		 総合対策本部等事務局 滞留者数及びその動向の把握 滞留者数増加の抑制 着陸機数制限等に係る調整の実施及びNOTAM発出依頼 旅客等一時滞留施設の設置運営 滞留者に対する非常用物資の配布 滞留者に対する情報提供(多言語) 滞留者に対する医療提供の確保 滞留者の移送 その他滞留者ケア 空港施設に係る早期復旧対応 消火救難に関する活動 空港内の安全確保 運航再開時における発着枠調整 総合対策本部に係る広報 旅客等の誘導(流量管理を含む) その他、空港運営者としての活動 	 滞留者に対する全般的な情報(安全確保、避難場所、非常用物資、医療情報、移送、滞留者数など) 運航に関する情報 空港施設の被災・復旧に関する情報
	空港事務所	・ 航空管制に係る調整(航空交通流制御の調整を含む)・ 自衛隊への災害派遣要請・ 運航再開時における発着枠調整	航空管制・運航情報 空港施設の被災・復旧に関する情報
	気象台	• 気象予報の提供	• 気象予報
官公庁	CIQ	• 旅客に対する税関・入出国管理・検疫業務	• 非常時の通関、入出管理、検疫の手続き
	警察	交通規制治安維持	交通規制情報治安に関する情報
	消防	 消火救難に関する活動 負傷者の搬送に係る手配	 消火救難情報 負傷者情報
	成田国際空港 危機管理官	• 空港運用状況の収集	_

2-3. 総合対策本部等(各構成機関の主な役割と情報提供)



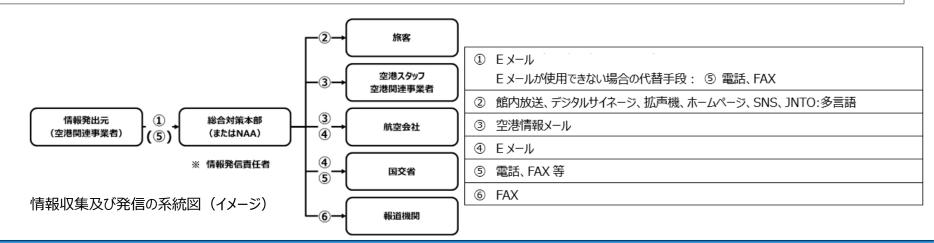
	区分	主な役割	主な情報提供の内容
	関東運輸局	・ 代替輸送確保への協力要請時の調整	代替輸送事業者情報(バス事業者等)
官公庁	関東地方整備局	- 一般道路情報の提供	• 一般道路情報
	地方自治体	・ 千葉県・成田市との連絡調整・ 移送滞留者受入等の検討、調整・ 関係機関への支援活動	移送滞留者情報自治体からの支援情報一般道路情報
AOC、日本航空、 全日本空輸		NRT就航航空会社との連絡窓口(AOC)滞留者ケアに関する協力発着枠調整対応(名簿作成を含む)機内アナウンス用最新情報の提供と調整	滞留者情報発着情報運航情報空港内の情報とアクセスの情報(イレギュラー情報のみ)
その他の航空会社及びグラン ドハンドリング		滞留者ケアに関する協力発着枠調整対応(名簿作成を含む)地上支援業務	滞留者情報発着情報運航情報
貨物関連事業者		貨物取扱業務貨物事業者との連絡窓口(貨物営業部)	• 貨物取扱に関する情報
	警備	● 警備業務 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	滞留者情報滞留者の安否情報
=	ライフライン	・ 上水、下水、電力、ガス、通信環境の提供	• インフラの状況に関する情報
供給放	拖設設置管理者	空港内における高温水・冷水及び電気の供給管理施設(中央冷暖房所及び中央受配電所)に係る早期復旧対応	中央冷暖房所及び中央受配電所の 被災・復旧に関する情報空港内ライフライン(高温水・冷水・電 気)の通断状況に関する情報
	アクセス	アクセス手段に関する安全確保並びに早期復旧対応滞留者移送手段の協力空港運用状況に関する自社乗客向け広報	アクセス手段の状況に関する情報アクセスの被害状況及び復旧見込みに関する情報滞留者移送に関する情報
	医療	負傷者の治療医療救援活動支援	• 負傷者の情報
	ホテル	• 滞留者の宿泊受入	・ 滞留者の受け入れに関する情報

2-4. 情報の集約、発信(プレスリリース等)



情報連絡、収集、総合対策本部への報告

- 各空港関連事業者は速やかに自らが管理する施設の人的被害や物的被害状況並びに施設機能への影響等を 確認し、総合対策本部(またはNAA)に報告する。
- 旅客に対しては館内放送、デジタルサイネージ、拡声器、成田空港ホームページ、SNS(X)等を活用し、必要に 応じて、駅等における情報提供をアクセス事業者へ要請する。また、多言語対応の社員をターミナル内へ派遣し旅客 への情報提供を実施する。
- 空港スタッフや空港関連事業者に対しては空港情報メール、電話及びEメール等を活用する。
- 報道機関に対してはFAX等の手段を用いたプレスリリースによる情報発信を基本とし、必要に応じて記者会見等を実 施する。報道機関への情報提供については、適時・的確に実施することが重要であるため、原則としてNAAの管理す る範囲内の情報は、NAAの判断で実施することとする。なお、各空港関連事業者の承認を得た情報で、報道機関へ の情報提供が望ましいと判断された場合は、可能な範囲内でNAAからの報道発表に当該情報を含めることとする。
- お客様向け情報発信の一元化のため、総合対策本部へ情報発信責任者を配置する。



2-5. 行動計画



- 災害発生時に空港全体として、各空港関連事業者が行う緊急対応や復旧作業などの活動を、以下の項目別に 行動計画としてまとめる。
- **避難計画:** 本計画の対象範囲は、旅客ターミナルビルとする。それ以外の空港内施設は、消防法に基づく避難計 画に従い、各施設の自衛消防隊または施設管理者が、避難誘導を実施する。
- 旅客対応計画: 本計画の対象範囲は、航空旅客、出迎え客、見送り客等を含む空港利用者全体を対象とする。
- 早期復旧計画: 本計画の対象範囲は、5時間以内の運用再開(避難のための出発機、救援機等)及び24 時間以内の定期民間航空機の運航再開に関わる施設・機能を対象とする。
- **空港アクセス機能喪失時の対応計画:** 本計画の対象範囲は、成田国際空港で空港アクセスを使用する「鉄道」、 「路線バス・タクシー」、「貸切バス・自家用車」の交通手段を対象とする。
- 緊急時発着調整対応計画: 本計画の対象範囲は、ヘリコプターを除く成田国際空港に発着する全ての便とする。
- 救援物資受入計画(貨物施設復旧計画): 本計画の対象範囲は、貨物ターミナル地区を対象とする。また、救 援物資をはじめとした他空港からの受け入れ貨物等の、成田国際空港で取り扱うべき貨物の受け入れを対象とする。

2-5. 行動計画(避難計画)



被害想定

- 成田国際空港直下地震(M7.3) 震度6強
- 被害状況については、第2章記載のとおり。

行動目標

○ 人的被害(死亡者、負傷者)を限りなくゼロに近付けるため、空港関連事業者・医療機関等が連携・協力の上、旅 客等の身の安全の確保や、安全な場所への円滑な避難誘導、負傷者の迅速な救出・救護に努める。

本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 旅客への避難誘導(全体調整)
- 旅客の二次避難場所への誘導
- 旅客ターミナル内の建物危険度チェックを実施(NAAグループ会社も協力)
- 避難者数等の把握

【NAAセーフティサポート(NAFS)、警備会社、自衛消防隊(空港スタッフ)】

- 旅客及び空港スタッフの館外への避難誘導
- 総合対策本部(またはNAA)へ避難状況・負傷者情報等を報告
- 館内状況の確認・報告
- 館内秩序維持のための館内警備及び滞留者数(負傷者、要支援者を含む)の把握

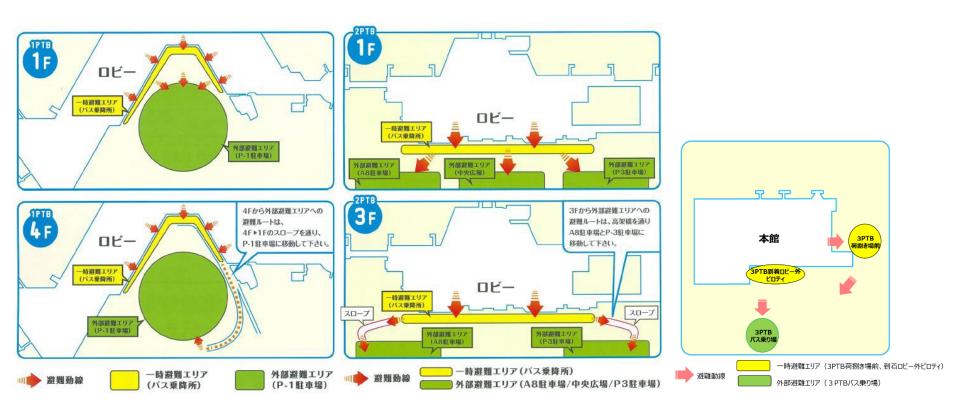
【警察、成田市消防本部】

負傷者の救出・救護

2-5. 行動計画(避難計画)



避難場所及び避難経路



第1旅客ターミナル 緊急避難場所

第2旅客ターミナル 緊急避難場所

第3旅客ターミナル 緊急避難場所

2-5. 行動計画(旅客対応計画)



被害想定

- 自然災害等の発生により、成田国際空港内にいる旅客及び空港スタッフを館外の安全な場所に避難誘導する必要 がある場合。
- 自然災害等の発生により、旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせ、空港内で夜間を過ごす滞 留者が想定数以上発生した場合。

行動目標

- 各施設管理者において被害状況を確認・復旧作業を実施し、速やかに総合対策本部(またはNAA)へ共有する。
- 航空便の運航状況・空港アクセスの運行状況・被害情報等を速やかに集約し、空港関連事業者や空港内外の旅客 (外国人を含む)へ随時発信する。
- 人的被害(死亡者、負傷者)は限りなくゼロに近づける。
- 滞留者の発生を可能な限り抑えるよう、航空機の運航による旅客の流入・流出と空港アクセスによる流入・流出の平 衡を図る。空港アクセスの機能が混乱、喪失、または喪失が予見される場合は、滞留者シミュレーションを実施し、「夜 間滞留者目標値」を超過しないように、必要に応じて航空局に対して航空交通流制御(フローコントロール)、着陸 機数制限、または着陸禁止を要請するなどして滞留者の増加を抑制する。
- 空港内にいる旅客へ適時・適切な情報提供(運航状況・混雑状況・アクセス状況・被害状況・復旧見込み時間 等)を多言語(日・英・中・韓)で実施する。

2-5. 行動計画(旅客対応計画)



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを活用)
- 空港関連事業者より共有される被害・復旧情報、避難状況の取りまとめ、空港関連事業者へ随時発信(空港情報メールを活用)
- 空港関連事業者より共有される被害・復旧情報、避難状況を取りまとめ、様々なツール(館内放送、デジタルサイネージ、翻訳機、拡声器、ブラ カード、成田空港HP、SNS、JNTO)を活用して情報提供する。(多言語対応:日・英・中・韓)
- 【地震】旅客ターミナルビル内の建物危険度チェックを実施(NAAグループ会社も協力)
- 空港内及び空港外医療機関への要請
- 旅客ターミナルビル等の空室の無償提供(高齢者、子供連れの旅客等)
- 入国審査エリアにおける旅客の整流対応
- 対応が長期化する場合に備えた物資配布・空港内店舗への営業延長及び再開の調整・携帯電話充電器の提供・災害時無料Wi-Fiの 「00000JAPAN I開放の周知
- 案内には多言語対応要員を確保し、日・英・中・韓で実施
- 鉄道・バス運行再開時の旅客誘導経路の設定及び案内誘導の実施

【成田空港事務所】

- 自衛隊の派遣要請の要否検討、決定
- 駐日公館への連絡

[CIO]

- 到着便の集中等によるCIQエリアの混雑に備えた対応
- **負傷者に対する特例上陸許可手続及び出国確認を終えた者に対する出国確認の抹消手続**

【NAAセーフティサポート(NAFS)、警備会社】

- 旅客及び空港スタッフの館外への避難誘導
- 総合対策本部(またはNAA)へ避難状況・負傷者情報等を報告
- 館内の混雑筒所における旅客誘導
- 鉄道・バス運行再開時の旅客誘導経路の設定及び案内誘導の実施
- 館内秩序維持のための館内警備及び滞留者数(負傷者、要支援者を含む)の把握

2-5. 行動計画(旅客対応計画)



本計画の関係者/組織とその役割

【自衛消防隊(空港スタッフ)】

旅客の館外への避難誘導をはじめとした初期活動や救出救護活動(NAAは避難誘導手順等を定めた「防火・防災手帳」を作成・周知している)

【飲食・物販・サービス店】

- 営業延長及び再開の検討・補充用食料の調達方法検討
- 商品在庫確保の要請

【鉄道事業者】

【バス事業者】

【タクシー事業者】

【道路管理者】

『空港アクセス機能喪失時の対応計画』を参照

【AOC及び航空会社】

- 総合対策本部(またはNAA)へ運航情報(欠航便、ダイバート便、翌日運航予定便など)を共有
- 多言語対応による旅客案内の支援、滞留者の国別概数を共有
- 自社便の旅客に対する対応や支援
- 系列ホテルとの連携

【医療(成田国際空港クリニック、成田市消防本部、成田空港検疫所)】

負傷者の救護対応

【周辺ホテル】

空室状況の把握、総合対策本部(またはNAA)への共有及び航空会社との連携

2-5. 行動計画(早期復旧計画)



※ 悪天候の場合についても計画あり

被害想定

- 成田空港直下型地震(M7.3「震度6強」)の発生に伴い、空港内施設において主に以下の被害が発生
 - 滑走路路面に、運用に支障となるクラックが発生
 - 非構造部材の損傷発生、もしくはターミナル内の重要機能停止に伴い一部旅客ターミナルビル使用不能
 - 揚油、パイプライン及びハイドラント緊急停止
 - ▶ 東電からの供給は継続するが、空港内施設の一部において、停電発生
 - 電話回線(固定、携帯)において、輻輳発生
 - ガスは供給停止
 - 上水は県企業局からの断水
 - 下水は富里ポンプ場エリアが停電
 - 無線関係施設、航空保安照明施設には、大きな被害なし
 - 鉄道は全便運休
 - 一般道路、高速道路は交通規制、構内道路は一部路面損傷し交通規制による渋滞発生

行動目標

- 大規模地震により被災した場合には、5時間以内の運用再開(避難のための出発機、救援機等)を目指す。
- 大規模地震発生後24時間以内に、定期民間航空機の運航を再開する。
- 必要な職員・作業員の確保に努める。(参集方法、参集者の交代方法等を事業者ごとに検討)
- 夜間・休日のように体制が不十分な時間帯の発災も考慮する。

2-5. 行動計画(早期復旧計画)



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡
- 空港内各施設点検並びに復旧作業実施
- 総合対策本部(またはNAA)へ施設被害情報等を報告
- 空港関連事業者より共有される被災状況の取りまとめ・空港内旅客・空港関連事業者への発信(空港情報メールを 活用)
- 航空会社との情報共有に係る連絡会議の実施
- カーフュー内運航の調整
- ターミナル建物等危険度チェックの実施
- 一部旅客ターミナル使用不能の場合、旅客ターミナルビル集約化について検討・調整
- 「災害時における災害応急対策業務に関する協定」の締結社へ建設資機材等の提供及び復旧作業の実施を依頼

[GEF]

- 管理施設(中央冷暖房所及び中央受配電所)の被災・復旧に関する情報把握及び情報共有
- 空港内ライフライン(高温水・冷水・電気)の通断状況に関する状況把握及び情報共有
- 管理施設(中央冷暖房所及び中央受配電所)の点検並びに復旧対応

【成田空港事務所】

- 総合対策本部(またはNAA)へ運航状況を共有
- 各施設の被害状況の把握及び復旧作業
- 総合対策本部(またはNAA)と空港運用の再開に向けた調整、航空交通流の制限をATMCに要請
- 東京航空局のTEC FORCEの派遣要請、自衛隊の災害派遣要請

2-5. 行動計画(早期復旧計画)



本計画の関係者/組織とその役割

[CIQ]

- ターミナル官庁エリアの建物危険度チェックの実施
- 総合対策本部(またはNAA)と空港運用再開に向けた調整
- 各施設の被害状況の把握及び復旧作業

【気象台】

- 総合対策本部(またはNAA)へ余震や今後の見通し情報を共有
- 各施設の被害状況の把握及び復旧作業

【AOC及び航空会社(ハンドリング会社含む)】

- 総合対策本部(またはNAA)へ運航情報(欠航便、ダイバート便、翌日運航予定便など)を共有
- 各施設の被害状況の把握及び復旧作業
- GSE車両の被害状況の把握
- 定期民航機再開に向けた調整
- 一部旅客ターミナル使用不能の場合、ターミナルビル集約化について検討・調整

【空港関連事業会社】

自社BCPに基づく自社管理・使用施設・設備の復旧

2-5. 行動計画 (空港アクセス機能喪失時の対応計画)



被害想定

自然災害等の発生により、鉄道、路線バス、タクシー、貸切バス、自家用車による空港アクセスの機能が混乱し、又は 喪失した場合。

行動目標

- 各鉄道事業者・道路運送事業者・道路管理者において運行状況、被害状況を確認して復旧作業を計画・実施し、 総合対策本部(またはNAA)へ共有する。
- 運行状況・被害情報等を速やかに集約し、空港関連事業者や空港内外の旅客(外国人を含む)へ随時発信する。
- 滞留者の発生を可能な限り抑えるよう、航空機の運行による旅客の流入・流出と空港アクセスによる流入・流出の 平衡を図る。
- 発災後1日(24時間)以内に、機能が停止又は不足しているアクセス手段の代替輸送を確保する。
- 発災後3日(72時間)以内に、鉄道・路線バスの運行を概ね再開する。
- 運行再開時に混乱が発生しないよう、鉄道事業者・道路運送事業者・NAAが協力し、旅客案内誘導を実施する。

2-5. 行動計画 (空港アクセス機能喪失時の対応計画)



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを活用)
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各鉄道事業者・道路運送事業者・道路管理者から運行予定等を集約して空 港アクセス機能が停止又は不足する可能性を早期に把握する。
- 空港アクセス機能が停止又は不足する可能性がある場合には、発災後直ちに又は発災前日までに、所要の貸切バスを手配(手 配に当たって、必要に応じ関東運輸局へ協力を要請)を行う。
- 滞留者シミュレーションを実施し、「夜間滞留者目標値」を超過しないよう、必要に応じて航空局へ航空交通流制御(フローコント ロール)、着陸機数制限、また着陸禁止の要請を実施。なお、着陸機数制限等の実施に当たっては、滞留者の抑制を図りつつ、 それによるフライトへの影響が少なくなるよう、適切な着陸機数制限等の時間やNOTAM発出(更新のタイミングを含む)等につい て、航空局と調整を行う。
- 空港構内道路の被害状況確認及び復旧作業。(必要に応じて、災害時における災害応急対策業務に関する協定に基づき、協 定締結各社へ緊急措置、道路啓開、応急復旧等を要請)
- 運行状況・被害状況の集約、空港事業者への発信(空港情報メールを活用)、空港内外の旅客への発信(館内放送、デジタ ルサイネージ、翻訳機、拡声器、プラカード、成田空港HP、SNS、JNTO等を活用(多言語対応(日・英・中・韓))
- 空港内滞留者対応。
- 鉄道・バス運行再開時の旅客誘導経路の設定及び案内誘導の実施。その際、出発客が滞留するおそれがあれば、来港を控える よう都心主要駅等における周知を各アクセス事業者に要請。

【航空局】

- 着陸機数制限等の実施に関し、適切な制限時間やNOTAM発出及び更新のタイミング等についてNAAと調整を行う。
- 調整結果に基づきNOTAMを発出。

【関東運輸局】

- 総合対策本部(またはNAA)へ状況を確認
- 総合対策本部(またはNAA)より貸切バス等による代替輸送の確保の協力要請を受けた際の調整

2-5. 行動計画 (空港アクセス機能喪失時の対応計画)



本計画の関係者/組織とその役割

【鉄道事業者(JR東日本、京成電鉄)】

【路線バス事業者(東京空港交通、京成バス、ビィー・トランセ等)】 【タクシー事業者(タクシー運営委員会)】

- 総合対策本部(またはNAA)へ運行状況を共有
- 運行状況・被害状況を旅客へ随時発信
- 他の空港アクセスの機能が混乱し、又は喪失した場合における増発対応の検討
- 駅構内、改札前、乗り場等の安全確保

【道路管理者(NEXCO)】

- 総合対策本部(またはNAA)へ、高速道路の状況を共有(道路の啓開作業手順や優先順位等)
- 道路交通の混雑抑制を図るための道路案内表示

【道路管理者(関東地方整備局、千葉県、成田市)】

- 総合対策本部(またはNAA)へ、空港周辺の一般道路(国道、県道、市道)の状況を共有(道路の啓開作業手順や優 先順位等)
- 道路交通の混雑抑制を図るための道路案内表示

【警察】

- 交通規制の実施(一般車両規制、緊急車両優先等)、道路の啓開作業等に当たっての道路管理者との所要の調整
- 駅における混雑・混乱の防止

2-5. 行動計画(緊急時発着調整対応計画)



被害想定

○ 自然災害により空港施設が損壊した等の緊急事態によって短期的な発着容量に制限が生じ、空港処理能力が平 時に比べて30%以上低下し、かつ発災から48時間以上継続する場合。

行動目標

- 空港の限りある発着枠を最大限有効活用するため、公平かつ透明性の高い方法により計画的な発着調整(減便) 等)を迅速に行う。
- 上記被害想定において、成田国際空港緊急時発着調整対策本部を設置し、関係者間の調整、対応方法の検討 を行う。
- 上記被害想定が4日以上及ぶと予想される場合、所要の調整を行い、発災から60時間以内に非常時配分計画 を航空会社へ通知する。

2-5. 行動計画(緊急時発着調整対応計画)



本計画の関係者/組織とその役割

【成田空港事務所】

- 緊急事態の概要把握及び今後の対応方針を検討
- 成田国際空港緊急時発着調整対策本部(以下「対策本部」という。)の設置・運営、首都圏空港課と調 整∙協議
- 対策本部において、空港処理能力の制約要因に応じ、当面の対応策と非常時発着調整の適用の要否につい て、検討及び意思決定。非常時発着調整の実施に当たっては、適用開始時期、発着回数の低減率、適用 期間等について、検討及び決定
- 上記決定に基づき発着枠状況表を作成し、航空会社へ通知
- 発着枠状況表に基づく航空会社からのスロットリクエストを取りまとめ、非常時配分計画を決定

【航空会社、AOC】

- 航空会社は、運航再開に向けた各種調整、遅延・欠航・振替等による当面の対応
- 対策本部員(航空会社、AOC)は対策本部へ参集し、空港処理能力の制約要因に応じ、当面の対応策と 非常時発着調整等について検討
- 航空会社は、対策本部から示される発着枠状況表に対してスロットリクエストを申請
- 航空会社は、決定された非常時配分計画を利用者へ広報・案内すると共に、目的地空港との調整等の諸準 備、運航

[NAA]

- 緊急事態の概要把握及び今後の対応方針を検討
- 対策本部へ参集し、空港処理能力の制約要因に応じ、当面の対応策と非常時発着調整等について検討
- 旅客ターミナルビル内、HP等において、決定された非常時配分計画について広報・案内

2-5. 行動計画(救援物資受入計画(貨物施設復旧計画))



被害想定

- 自然災害等の発生により、貨物施設に被害が発生。
- 上屋機能の復旧に時間を要す中で、救援物資等(救援物資をはじめとし、他空港からの受け入れ貨物等の成田国 際空港で取り扱うべき貨物)を受け入れる場合。

行動目標

- 各施設管理者において、被害状況を確認・復旧作業を実施し、総合対策本部(またはNAA)へ共有する。
- 総合対策本部(またはNAA)は、被害情報等を収集し、空港内旅客・空港関連事業者へ発信する。
- 発災後24時間以内に救援物資等を受け入れ可能とするよう必要な調整を行う。

2-5. 行動計画(救援物資受入計画(貨物施設復旧計画))



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置(官庁・NAA・事業者含む空港全体)招集連絡
- 貨物事業者より共有される被害状況の取りまとめ・空港関連事業者(フォワーダー含む)への発信・情報共有 (空港情報メールを活用)
- 施設の被害状況の把握(警備員と協働、手分け)
- 【地震】 貨物施設内の建物危険度チェックの実施
- 【悪天候】 必要に応じて、車両や荷物の浸水を防止するための注意喚起の実施(予報時、事前に周知実施)
- 救援物資等の受け入れに関する全体調整(内閣府・税関・航空会社・上屋会社・フォワーダー・日赤等)
- 滞留貨物の取扱に関する全体調整(税関・航空会社・ト屋会社・フォワーダー等)

【税関、農林水産省動物検疫所、植物防疫所等の輸出入関係官庁】

- 状況に応じて、総合対策本部(またはNAA)との貨物施設の被害状況の共有
- 救援物資等の受入れに関する情報共有及び調整
- 滞留貨物及び救援物資の臨時保管場所の調整(許認可含む)

【航空会社、上屋会社】

- 状況に応じて、総合対策本部(またはNAA)との運航状況、上屋等の被害状況、滞貨状況、救援物資情報の 共有
- 救援物資等の受入れに関し、対応可能ハンドリング社、受入れ可能上屋の調整
- NAAと被害上屋の代替場所、また、救援物資保管場所の調整

2-5. 行動計画(救援物資受入計画(貨物施設復旧計画))



本計画の関係者/組織とその役割

【フォワーダー(通関協議会、保税会、NAFA、JAFA等の団体および個別主要社)】

- 状況に応じて、総合対策本部(またはNAA)との貨物施設の被害状況の共有
- 災害時の荷動き状況についての情報共有
- 救援物資等の保管・搬出に関する情報共有及び調整

【警備員・警備会社】

- 入構者・車両の管理
- 交通誘導
- 施設の被害状況の把握(NAAと協働、手分け)

【政府の災害対策本部(救援物資の受け取り主体):内閣府と想定】

救援物資の受け入れ調整、到着情報の共有、運搬に関する総合調整

2-6.7.8. 訓練計画、外部機関との連携、技術者の配置等



訓練計画

○ 本BCPを実効性のあるものとし、空港関連事業者全体として共有・浸透や対応能力の向上を図るため定期的かつ現 実に即した訓練等を行うこととする。

外部機関との連携

○ 各状況に応じた外部機関と総合対策本部または各空港関連事業者との相互支援に関する関係(協定の締結) 等)を構築する。

技術者の配置等

- 空港機能の維持・復旧に必要な人材や機材等のリソースは、各空港関連事業者の個別BCP等の中で定め、定期的 にその確保及び見直しを行う。
- 空港としての「現場力」が発揮される体制と組織としての対応力強化を図る。

本BCPの全体構成



第1章 総則	ページ
1. 本BCPの目的 2. 本BCPの位置づけ 3. 空港関連事業者 4. 災害発生時における基本方針	4 5 6 (11)
第2章 共通事項	ページ
成田国際空港 2. 災害発生時における基本方針に基づく目標 BCP (事業継続計画) 4. 情報の集約、発信(プレスリリース等) 5. 行動計画 6. 訓練計画 7. 外部機関との調整 8. 技術者の配置等	8 11 13 20 21 38 38 38
第3章機能別対応計画(空港機能喪失時対応計画)	ページ
1. 電力機能喪失時の対応計画 2. 通信機能喪失時の対応計画 3. 上水道機能喪失時の対応計画 4. 下水道機能喪失時の対応計画 5. 冷暖房機能喪失時の対応計画 6. ガス機能喪失時の対応計画 7. 燃料確保計画	40 43 45 47 49 51 53

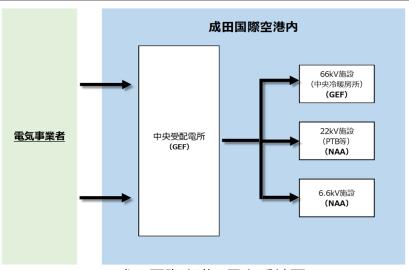
3-1. 電力機能喪失時の対応計画



被害想定

自然災害等の外的要因発生により、成田国際空港への商用電力の供給が停止し、復旧に3日間を要する場合

- 商用電源停止に伴い、即座に非常用電源設備で供給を継続する。
- 商用電源停止後、航空機の運用を72時間継続する。
- 非常用予備発電機の稼働継続が可能となる燃料を確保する。(旅客ターミナルビル:72時間)
- 商用電源が復旧する時期について、契約する電力会社と定期的に進捗状況確認を行い、適宜結果を空港内に情 報共有すると共に、優先的早期復旧を要請する。



成田国際空港の電力系統図

3-1. 電力機能喪失時の対応計画



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを活用)
- 空港関連事業者より共有される避難状況の取りまとめ・空港内旅客・空港関連事業者への発信(空港情報メールを活 用)
- 空港機能の維持に必要な機能の稼働を非常用電源により継続するための燃料を確保
- ターミナル等の旅客施設での滞留者向けに館内照明の点灯を継続するための燃料を確保
- 空港滞留者向けに、携帯電話充電環境を確保
- 千葉県防災危機管理部または災害対策本部へ、非常用予備発電機用の燃料供給に関する緊急要請を実施(災害時 石油供給連携計画)

[GEF]

- 空港内ライフライン(高温水・冷水・電気)の通断状況に関する状況把握及び情報共有
- 管理施設の被害状況の把握及び情報共有
- 空港機能の維持に必要な機能の稼働を非常用電源により継続(運転時間管理含む)
- 非常用予備発電機による供給エリアの把握及び情報共有
- 非常用電源継続で業務に係る機能確保が可能な範囲並びに制限について、必要に応じて、総合対策本部へ連絡(情報 共有)

【成田空港事務所】

- 非常用電源設備の稼働確認と管制機能の継続確保
- 全面運用再開に向けた調整

3-1. 電力機能喪失時の対応計画



本計画の関係者/組織とその役割

【航空会社】

非常用電源供給で運航に係る機能確保が可能な範囲並びに制限について、必要に応じて、総合対策本部へ連絡 (情報共有)

【CIO(税関が幹事)】

非常用電源供給で業務に係る機能確保が可能な範囲並びに制限について、必要に応じて、総合対策本部へ連絡 (情報共有)

【グランドハンドリング】

総合対策本部へ運航に係る機能確保が可能な範囲並びに制限について、必要に応じて、総合対策本部へ連絡(情 報共有)

【電力会社】

商用電力に係る復旧を実施し、定期的に総合対策本部へ連絡(情報共有)(商用電力復旧の目安、72時間以内 に復旧の可否についての確認)

【千葉県(防災危機管理部·災害対策本部)】

燃料供給に関する緊急要請に基づき、官邸緊急災害対策本部へ連絡

3-2. 通信機能喪失時の対応計画



被害想定

- 自然災害等の外的要因により、空港内の通信システム(電話、外部との通信回線)の設備に障害が発生し、機能 が停止した場合。
- 停電により、空港内の通信システム(電話、外部との通信回線)が機能を停止した場合。

行動目標

故障した通信設備の早期復旧または電源供給の早期復旧を実施する。

		概要	用途	利用者
NAA提供	BBN	空港内のIP通信網	データ通信	旅客(Wi-Fiのみ)、 CIQ、エアライン、 空港内事業者、NAA
通信事業者提供	専用回線	通信事業者が提供する 専用線	データ通信	官公庁、エアライン、空 港内事業者、NAA
	固定電話	空港内の固定電話	通話、データ通信	官公庁、エアライン、 空港内事業者、NAA、
	携帯電話 公衆電話	各自の携帯電話、 空港内の公衆電話	通話、データ通信	(限定なし)
	MCA無線	空港内専用無線機	無線通信	官公庁、 エアライン、 空港内事業者、NAA

3-2. 通信機能喪失時の対応計画



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(機能している通 信インフラを活用)
- 通信事業者より共有される被害状況の取りまとめ・空港内旅客・空港関連事業者への発信 (機能している通信インフラを活用)
- 通信設備の点検及び復旧作業

【诵信事業者】

監視センターでサービスエリア全体の状況把握及びそれに応じて成田国際空港の通信設備の 点検及び復旧作業

く携帯事業者>

被害状況に応じ、または国県市からの要請により、移動基地局車の出動

<NTT東日本>

非常用発電機の燃料確保(NTT成田空港局の電源確保用)

【成田空港事務所】

移動基地局車の要請

3-3. 上水道機能喪失時の対応計画

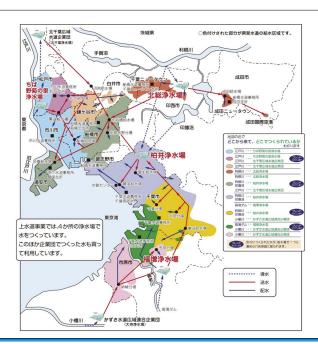


被害想定

- 自然災害等の発生により、上水は県水道施設の損傷により4日間供給停止する場合。
- 空港内施設は大きな損傷がないため、上水使用量は通常と同等。
- 空港内で製造する中水も供給停止した場合。

行動目標

- 4日間、従業員及び旅客の飲料水及びトイレ用水を確保する。
- 保有水量を把握しつつ、状況に応じて供給制限を行う。



浄水場からの給水ルート図 (出典:千葉県)

3-3. 上水道機能喪失時の対応計画



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを活用)
- 上水施設及び空港内供給先の被害状況の把握
- 給水センター及び各建物の受水槽の保有水量の確認・連絡
- 空港関連事業者への情報発信
- ペットボトル(備蓄分)の配布及び管理
- 井戸給水送水準備、調整(1PTB、2PTB)
- NAA計員及び旅客の飲料水の確保
- 旅客及びNAA計員用の簡易トイレ、携帯トイレの確保
- 簡易トイレの設営及び携帯トイレの配布
- 状況に応じた上水使用制限の要請及びその対応

[GEF]

- 管理施設の被害状況の把握及び情報共有
- 管理施設の点検並びに復旧対応
- 上水使用制限に応じた対応(中央冷暖房所の停止等)
- 自社社員の飲料水及び携帯トイレの確保

【成田空港事務所】

自衛隊の派遣要請の要否検討、決定

【空港関連事業者】

- 自社社員の飲料水の確保
- 自社社員用携帯トイレの確保
- 上水使用制限要請に応じた対応

【千葉県企業局】

被害状況の確認、連絡、復旧

3-4. 下水道機能喪失時の対応計画



被害想定

- 自然災害等の発生により、富里ポンプ場の商用電源が、7日間停止する場合。
- 自然災害等の発生により、空港内下水ポンプ場の商用電源が3日間停止する場合。

- 商用電源復電まで、トイレ機能を確保する。
- 非常用発電機により、場内下水ポンプ用電源を確保する(3日間)。
- 復電までの間、場外下水ポンプ場での非常用発電機の断続運用及び管内貯留、携帯トイレの配布により対応する (7日間)。
- 商用電源を早期復旧する。

3-4. 下水道機能喪失時の対応計画



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを活用)
- 非常用発電機燃料の確保
- 下水施設及び空港内使用箇所の被害状況の把握
- 空港関連事業者への情報発信
- 使用可否のトイレ情報の発信
- 状況に応じた、トイレ使用制限の要請及びその対応
- 旅客及び自社社員用の携帯トイレ確保

【空港関連事業者】

- 管理している施設の被害状況の把握及びNAAと情報共有
- 自社社員用携帯トイレの確保

【千葉県印旛沼下水道事務所】

被害状況の確認、連絡

【電気事業者】

被害状況の確認、連絡

3-5. 冷暖房機能喪失時の対応計画



被害想定

- 自然災害等の外的要因発生により、成田国際空港への商用電力が3日間供給停止となり、成田国際空港への冷 暖房の供給が不可能となった場合。
- 自然災害等の外的要因発生により、成田国際空港へのガスが3日間供給停止となり、成田国際空港への冷暖房の 供給が不可能となった場合。

- 商用電源を早期復旧する。
- ガス供給を早期復旧する。
- 滞留者の負担を軽減する。

3-5. 冷暖房機能喪失時の対応計画



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを 活用)
- 旅客に対する代替機能の設置(空調車をAGPへ要請、寝袋等の配布)
- 空調車は冷暖房共に使用可能

[GEF]

- 管理施設の被害状況の把握及び情報共有
- 管理施設の点検並びに復旧対応
- 運用再開に向けたボイラー・冷凍機の調整

【空港関連事業者】

自社社員へのウチワ・毛布等の配布

3-6. ガス機能喪失時の対応計画



被害想定

自然災害等の発生により、成田国際空港へのガスが3日間供給停止した場合。

- ガス機能を早期復旧する。
- ガス機能喪失中も、飲食店は、可能な範囲で営業を継続する。
- ガス機能喪失中も、ガス利用施設管理者は、可能な範囲で業務を継続する。

3-6. ガス機能喪失時の対応計画



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを 活用)
- ガス事業者、各施設管理者より共有される被害状況を空港関連事業者への発信(空港情報 メールを活用)
- 各施設内被害状況の確認及び復旧作業

[GEF]

- 空港内ライフライン(高温水・冷水)の状況把握及び情報共有
- 管理施設の被害状況の把握及び情報共有
- 管理施設の点検並びに復旧対応
- ガス機能喪失時対応(熱需要に応じたボイラーの運転切替(重油運転)及び電動式冷凍機 運転等)

【ガス事業者】

- 被害状況確認の優先順序を策定
- 被害状況確認及び復旧作業

【飲食店】

- 被害状況確認及び復旧作業(ガス器具の確認、リセット等)
- ガスが無い状況で、可能な範囲での営業継続

【ガス利用施設管理者】

- 被害状況確認及び復旧作業(ガス器具の確認、リセット等)
- ガスが無い状況で、可能な範囲での業務継続

3-7. 燃料確保計画

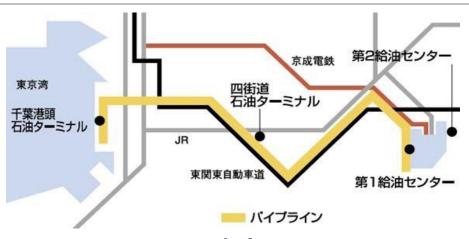


被害想定

- 地震の発生により、パイプラインによる空港への送油が停止となった場合(点検のため、パイプライン一定期間停止)
- 地震の発生により、給油センター内の一部設備が損傷した場合(施設被害は小規模の想定)
- 停電により非常用発電機が稼働したが、時間経過に伴い電源供給が不可になり、ハイドラント施設及び給油所 (GSE燃料)が機能停止した場合

行動目標

- 緊急停止したハイドラントを点検し、早期復旧する。
- パイプライン施設を点検し、早期復旧する。
- 電源供給の早期復旧を実施する。



成田国際空港で使用する航空燃料は、東京湾 の各製油所などからタンカーにより運ばれ、千葉港 頭石油ターミナルに荷揚げされた後、パイプライン によって空港まで輸送されている。

パイプラインルート図

3-7. 燃料確保計画



本計画の関係者/組織とその役割

[NAA]

- 状況に応じて、総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡(空港情報メールを活用)
- 被害情報等を収集し、空港内空港関連事業者及び主務官庁等へ発信
- 建物危険度確認(石油ターミナル内)
- 平時における、航空機燃料の空港備蓄量の確保、備蓄量の管理
- AFCへの施設状況の情報提供及び石油元売り会社各社の製油所被害状況、供給体制等の確認
- 備蓄状況、航空機の運航復旧見込み、給油施設の被害状況及び復旧見込みの確認により、AFCへのタ ンカリング要請等、供給体制について調整
- 給油施設の設備の点検、応急措置及び復旧作業

【給油会社】

- ハイドラント設備初期点検及び状況連絡
- 給油体制の確保

【航空会社】

- 平時における、GSE用燃料の空港備蓄量の確保、備蓄量の管理
- 被害情報等の収集、総合対策本部への報告